

中東情勢の影響を受ける原材料の調達困難や価格高騰等より
お困りの事業主の皆さまへ

雇用調整助成金のご案内

原材料の調達困難、輸送の制約、販売量の減少など、経済上の理由により事業活動が縮小している場合で、従業員を解雇することなく、休業などを実施することにより、雇用を維持した事業主に対し、国が費用の一部を助成できる場合があります。（詳細は、[ガイドブック](#)をご確認ください）

2次元コードはこちら⇒



POINT 1 売上が上がっても支給対象となる場合【生産量指標】

雇用調整助成金は、原則として売上や生産量が減少していることが前提ですが、売上が前年より増加している場合であっても、仕入れの制約等により、最近3ヶ月の月平均値の販売量・生産量が前年同期比で10%以上低下しているときは、その他の要件を満たせば、支給対象となる可能性があります。

POINT 2 売上が下がっていても対象外となる場合【雇用量要件】

業況が悪化している場合であっても、中小企業の場合、最近3か月の雇用保険被保険者数及び受入れ派遣労働者数の月平均値が、前年同期比で10%を超え、かつ4人以上増加していないことが支給要件となります。

POINT 3 計画届の提出について

- 助成金利用の際は、休業を開始する前までに休業等実施計画届の提出が必要です。

！ ご注意ください！

- 雇用調整助成金は、休業したことの他にも支給要件があります。支給要件の詳細や具体的な申請手続きについては、お気軽にご相談ください。

☎ お問い合わせ先

鹿児島労働局 職業安定部

県内の各ハローワーク

職業対策課 3階

ご連絡先はこちら⇒

☎ 099-219-8713

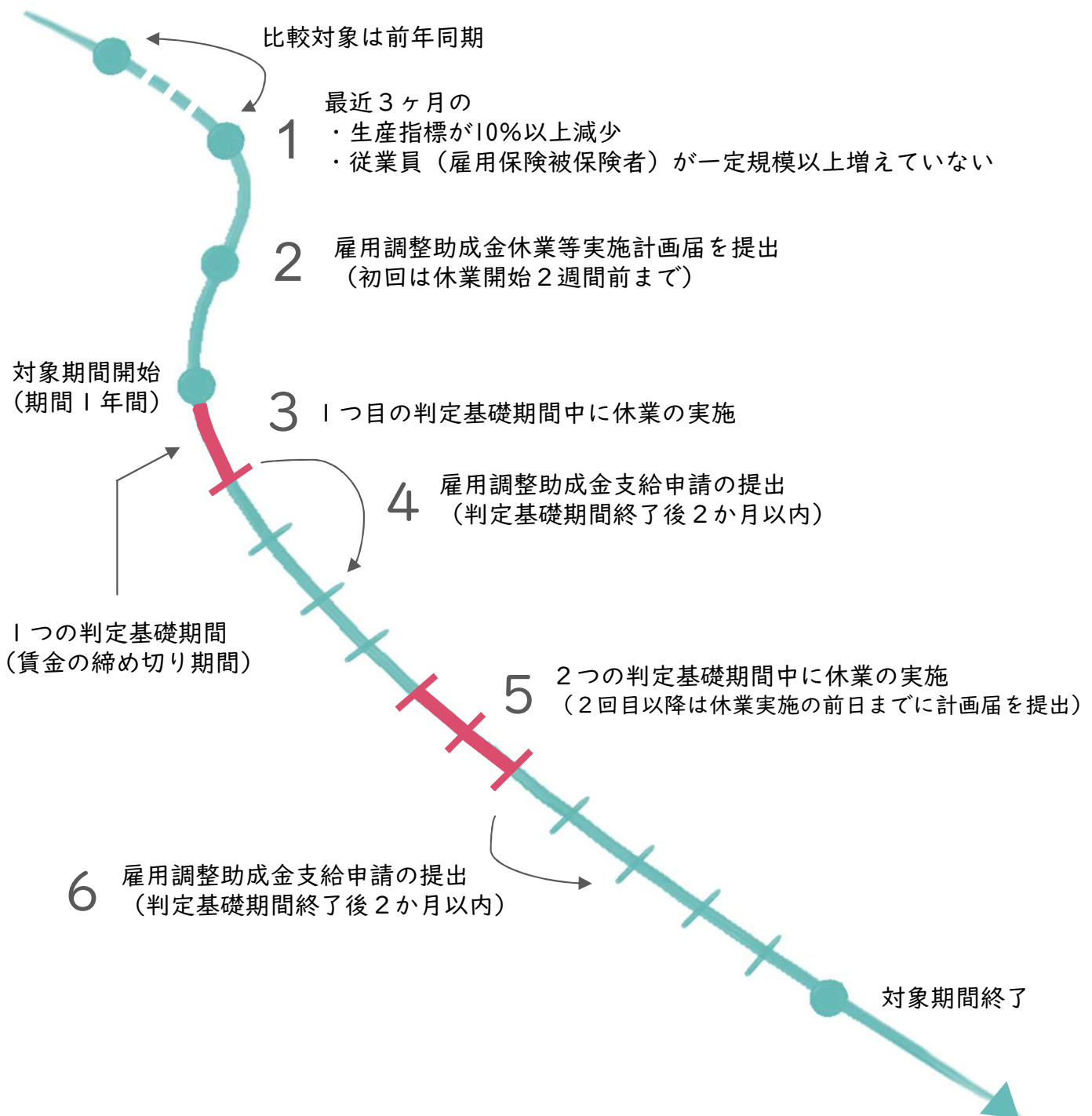
厚生労働省

鹿児島労働局



雇用調整助成金の受給までの流れ

休業を行う場合



※実際に従業員に支払った休業手当（労働基準法に基づくもの）に対して助成します。
※支給申請には休業を実施したことがわかるタイムカードや賃金台帳が必要です。
※詳細は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。